

大阪府監査委員告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年8月28日

大阪府監査委員 和田 秋夫
同 赤木 明夫
同 大西 寛文
同 西野 修平
同 山本 浩二

委員意見に対する措置

（リービングケア及びアフターケアの充実について）

監査対象機関名	大阪府立修徳学院	
監査実施年月日	平成24年11月12日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>修徳学院では、ほとんどの入所者が中学卒業時に自立支援を達成したものとして退院していく現状であり、退院後の進路としては、高校等への進学や就職が多い。</p> <p>しかしながら、半年後の状況をみると、退院生（平成22年度58人）のうち、良好に継続しているのは13人とどまっており、それ以外の者は退学11人、怠学3人、休みがち8人、退職1人の状況である。また、連絡がとれない者が22人となっている。</p> <p>修徳学院に対して、在院中のリービングケア（いわゆる退所準備ケア）や退院後のアフターケアの取組について確認したところ、これらの取組が組織として積極的に行われているとは言い難い状況である。</p>	<p>（目標及び計画の設定について）</p> <p>自立支援計画に関しては、入所後2か月以上経過した児童全員を対象に、寮担当者による自立支援計画を策定し、子ども家庭センターに提出している。</p> <p>併せて、児童と職員が協同して、入所時から退所時までの自己課題における指導効果を比較・認識しつつ、児童自らが計画していく自立支援計画を2寮で実施した。その実績を踏まえて他の寮にも拡大していく予定である。</p>

多額の公費負担を行っていることを認識した上で、児童が家庭・地域・学校等で適応できるよう、修徳学院として自立支援の目標及び計画を設定し、リービングケア及びアフターケアの具体的な取組を検討されたい。

その上で、定期的に目標達成に向けた取組の効果を検証されたい。

(リービングケアについて)

リービングケアに関しては、平成24年度末に学院内に「処遇効果アセスメントワーキング委員会」を立ち上げ、平成25年度は計8回の協議を重ねた。具体的な取組として、自立支援計画を基にした振り返り作業、性教育、薬物教育、心理教育的グループワークなどを実施した。

《過去の入所数と不適応数》

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
入所数	66人	67人	52人	53人	49人
無断外出件数	20件	31件	24件	3件	3件
家裁送致件数	3人	4人	4人	5人	0人
家庭引取り数	7人	8人	7人	3人	0人

(アフターケアについて)

アフターケアに関しては、平成25年度より学院内に2名のアフターケア要員を配置した。学院より出向いてアフターケアを実施した場合はアフターケア報告書の作成を義務付け、60件の報告書が提出された。また、それ以外に子ども家庭センターとの兼務職員が延べ30件近くの学院退院生のアフターケアを対応した。

なお、退院2年目(平成23年度)退院生については、新たな取組として全員に平成26年の年賀状を送付し、次年度の予後調査へのステップとした。

《予後調査結果（平成25年度実施）》

	退院1年目	退院3年目
退学・退職	15名 (内4名再就労)	25名 (内11名再就労)
継続中	33名	17名
復学	1名	0名
不明	4名	11名
計	53名	53名

《連絡不能者の割合》

	退院1年目	退院3年目
平成24年度	27%	60%
平成25年度	8%	21%

(私費光熱水費の歳入事務について)

監査対象機関名	大阪府立修徳学院																		
監査実施年月日	平成24年11月12日																		
監査の結果	措置の状況																		
<p>大阪府立修徳学院の寮父母等が寮舎において個人的に使用する水道料金については、家族数に応じて徴収しているが、その金額の根拠は明確ではない。</p> <p>また、修徳学院は敷地内に汚水処理施設を有しており、下水道に未接続であるため、下水道使用料は発生せず、水道料金のみを徴収している。</p> <p>適正な手続の確保と府民への説明責任の点から、水道料金の算定方法及び汚水処理費用の職員負担分徴収の要否について検討されたい。</p>	<p>(水道料金について)</p> <p>私費の水道料金の徴収については、使用量に応じて水道料金を徴収できるように、寮舎整備と併せて各寮に子メーターを設置しており（平成27年6月1日現在：全11寮舎中9寮舎において設置済）、今後とも、寮舎整備と一体的に子メーターの設置を進めていく。</p> <p>全ての寮舎に子メーターの設置ができるまでの間、各寮舎については、家族数に応じた料金を徴収しているが、当該水道料金については、平成24年度監査の結果を踏まえ、当院所在市（柏原市）及び主要都県市の状況を勘案した上で、平成25年6月に改定を行った。</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>改定前</th><th>改定後</th></tr></thead><tbody><tr><td>1人家族</td><td>1,296円</td><td>857円</td></tr><tr><td>2人家族</td><td>2,184円</td><td>2,084円</td></tr><tr><td>3人家族</td><td>3,564円</td><td>3,161円</td></tr><tr><td>4人家族</td><td>4,371円</td><td>3,967円</td></tr><tr><td>5人家族</td><td>5,268円</td><td>4,804円</td></tr></tbody></table>		改定前	改定後	1人家族	1,296円	857円	2人家族	2,184円	2,084円	3人家族	3,564円	3,161円	4人家族	4,371円	3,967円	5人家族	5,268円	4,804円
	改定前	改定後																	
1人家族	1,296円	857円																	
2人家族	2,184円	2,084円																	
3人家族	3,564円	3,161円																	
4人家族	4,371円	3,967円																	
5人家族	5,268円	4,804円																	

	<p>(汚水処理費用について)</p> <p>汚水処理施設の保守管理費用に係る職員負担分徴収の要否については、検討の結果、下記の理由により、その経費は公費で賄うべきものと判断した。</p> <p>(理由)</p> <p>① 当該経費は、汚水の『処理』に要する経費ではなく、汚水処理施設の維持管理の『保守点検』に要する経費であり、汚水の排出量（職員住居からの排水量を含む。）の多寡にかかわらず一定であること。</p> <p>② 汚水処理施設は、職員の居住部分の有無にかかわらず、学院が存在する限り必要な基幹的な施設であること。</p> <p>③ 寮担当職員は、「職務として院内に居住させ」児童の指導・育成に当たっていること。</p> <p>勤務時間外（いわゆる私生活時間）であっても突発の事故や児童の病気、怪我等への対応を可能とするため、院内に居住させているもの。</p>
--	---